平成２４年（フ）第３６号
埼玉県坂戸市東坂戸２丁目18番101号
債務者　小林　哲雄
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２３年（フ）第１３８７号
千葉県八千代市勝田831番地６
債務者　久我　清枝
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２３年（フ）第１５６１号
千葉市美浜区高洲３丁目１番６棟306号
債務者　島田良太郎
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２３年（フ）第１５７８号
千葉市若葉区中野町569番地３
債務者　西間木好晴
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２３年（フ）第１５８３号
千葉県船橋市本中山３丁目11番９号　ダイワプラザ中山101号
債務者　石田　淳子（旧姓秋葉）
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２３年（フ）第１６０６号
千葉県市川市南八幡１丁目24番８―601号
市川インターコーポ
債務者　小泉　幸一
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２３年（フ）第１６０９号
千葉県市川市市川南３丁目13番12号　第８河端荘８－３
債務者　佐藤　　薫
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２３年（フ）第１６２６号
千葉県市川市塩浜４丁目２番８棟901号　ハイタウン塩浜
債務者　横堀　晃生
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２３年（フ）第１６３８号
千葉県市原市海士有木1737番地
債務者　森島　　進
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２３年（フ）第１６４６号
千葉市若葉区貝塚町944番地１
債務者　須藤智賢こと　朴　　智賢
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２３年（フ）第２５４号
千葉県山武郡大網白里町小中1344番地２
債務者　有田　千鶴
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
平成２３年（フ）第３５号
千葉県香取市玉造１丁目12番地１
債務者　村松　洋子
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
千葉地方裁判所佐原支部
平成２３年（フ）第３０６９号
名古屋市中川区戸田明正３丁目401番地　戸田荘２棟504号
債務者　重山　雄二
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２３年（フ）第３１２３号
愛知県尾張旭市東大久手町２丁目12番地15　コーポ大久手103号
債務者　加藤喜久男
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２３年（フ）第３１５４号
名古屋市名東区社台１丁目144番地の１
債務者　花岡　大輔
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２３年（フ）第４７８号
愛知県一宮市奥町字堤下一94番地１
債務者　杉村　直人
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部
平成２３年（フ）第４３３号
愛知県岡崎市宇頭南町７番地20　シティハイムシバタ102、従前の住所愛知県岡崎市宇頭南町６番地１　ドミールＭ１―203
債務者　仲里　聖矢
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２３年（フ）第６１１号
愛知県碧南市中山町２丁目24番地７
債務者　彦田　洋二
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係